

報道関係者 各位

平成26年5月30日（金）

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業安定課
課長 佐々木 隆治
若年者対策係長 高橋 修
電話 018-883-0007

6月20日より高卒求人の受付を開始します！

～企業の将来を担う人材確保は早期の求人提出から！～

平成27年3月に高校を卒業予定の生徒を対象とする求人申込書の受付を平成26年6月20日より、県内各ハローワークにおいて開始します。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と地元定着による活力あるふるさとづくりのため、採用枠の拡大と学卒求人（高卒、大卒等※）の早期提出をお願いします。

また、応募者の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考をお願いします。

※大卒等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校専攻科及び公共職業能力開発施設）の学生等を対象とする求人申込は平成26年3月1日より開始され、4月1日から選考が開始されています。

1 平成26年度高等学校卒業予定者の求人・選考開始等スケジュール

- (1) 高卒求人の受付開始：6月20日～
- (2) 生徒への公開開始：7月1日～
- (3) 学校からの推薦開始：9月5日～
- (4) 選考開始：9月16日～

○平成25年度は、事業主の皆様から数多くの求人を早期に提出頂いた効果もあって、早い時期から就職の内定を得られた生徒が多数見受けられました。

県内求人の受理状況の推移（各年6/20～8/31分）

	26年3月卒	25年3月卒	24年3月卒	23年3月卒	22年3月卒
6月	950	698	472	499	399
7月	572	456	290	304	321
8月	292	252	287	192	161
累計	1,814	1,406	1,049	995	881

県内就職を希望する生徒の就職内定状況の推移（各年9～11月末時点）

	26年3月卒	25年3月卒	24年3月卒	23年3月卒	22年3月卒
9月	25.6	20.8	24.6	23.7	21.6
10月	64.2	54.1	55.6	53.5	47.9
11月	77.4	70.3	71.0	65.2	59.1

2 若者の採用・育成に積極的な企業の皆様へ（「若者応援企業宣言」のご案内）

一定の労務管理が整備されており、若者（35歳未満）のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、企業情報・採用情報を積極的に公表する企業を「若者応援企業」として、秋田労働局が積極的にPR（※）しています。

学卒求人の提出と併せて御社の魅力（職場環境、雰囲気、仕事内容などの様子を写真掲載できます）を学生・生徒に広くアピールしませんか。

※秋田労働局「若者応援企業宣言」事業特設サイト

<http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/20130329.html>

事業の詳細や宣言方法を掲載している他、随時、応援企業情報を掲載していきます。

3 学卒求人早期確保に向けた取組み

新規学校卒業者の県内就職を促進するには、早期の求人確保が必要不可欠であるため、特に**6月を「学卒求人早期確保月間」として設定**し、集中的に広報活動等を展開しながら学卒求人（大卒等含む。）の早期確保に努めます。

(1)実施期間

6月1日から6月30日まで

(2)実施内容

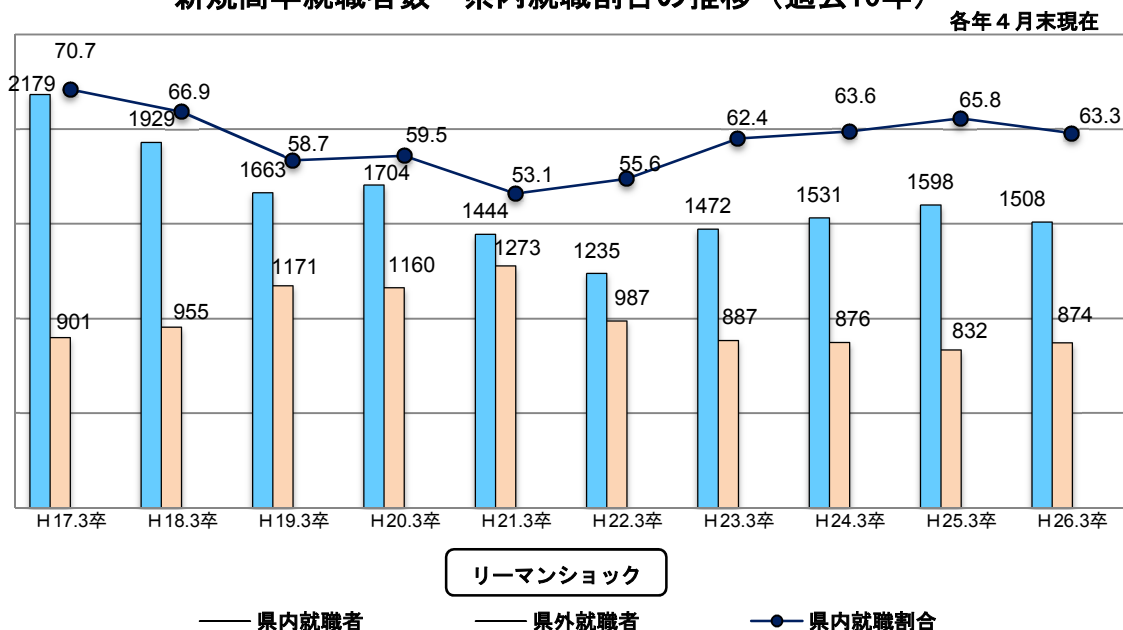
①ハローワークによる取組み内容

- ・採用意向調査をもとにした管内事業所への早期求人提出要請、求人開拓
- ・県地域振興局等と連携した各管内経営者団体、事業所等への早期求人提出要請
- ・庁舎内外への看板、ポスターの掲示 など

②労働局による取組み内容

- ・知事、労働局長、教育長等による経済団体等への早期求人提出・採用枠拡大要請（6/13）
- ・看板設置（県庁正面玄関上、秋田駅前）
- ・ホームページによる広報活動
- ・ラジオによる広報活動（FM秋田「秋田労働局ニインフォメーション」6/11）
- ・各市町村広報、経済団体会報等への記事掲載依頼 など

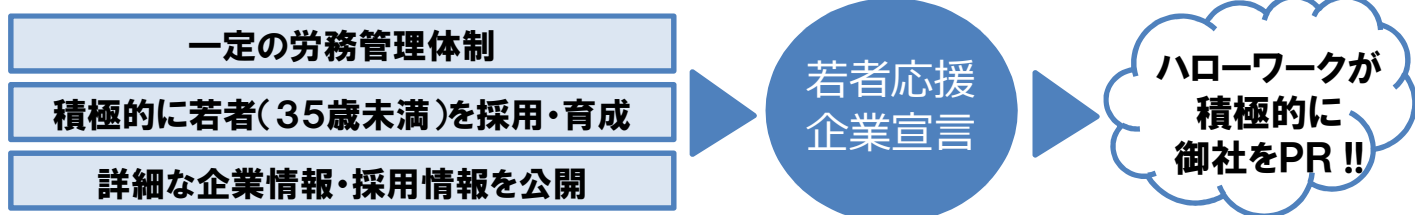
新規高卒就職者数・県内就職割合の推移（過去10年）



「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、「若者応援企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人(※2)など、若者対象のいわゆる正社員求人(※3)をハローワークに提出すること	
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

(※2) 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

(※3) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。

派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



「若者応援企業宣言」までの流れ

① 求人提出

ハローワークに
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

ほか

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

③ 若者応援企業宣言

「若者応援企業」求人として公開

- 都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

※事前に、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページ内のチェックリストで自社の宣言基準の確認をすることができます！

事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1234-567890-2
事業所名	(フリガナ) まるまるこうぎょう (株)〇〇工業
所在地	□□県△△市〇〇町 1-2-3

①社内教育・キャリアアップ制度等	入社後は先輩社員が担当として就き、OJTを通して丁寧に指導します。スキルアップのために2ヶ月に1回程度で社内勉強会も実施しています。			
②新卒者の採用実績及び定着状況	採用人数	24年度 2	23年度 2	22年度 1
	うち在籍人数	24年度 2	23年度 1	22年度 1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況	採用人数	24年度 2	23年度 1	22年度 1
	うち在籍人数	24年度 2	23年度 1	22年度 0
④有給休暇の取得実績	10 日/年 (有休休暇取得総日数/正社員数)			
⑤育児休業の取得実績	(男性) 50% / (女性) 100% (男性: 育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性: 育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	20 時間			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	当社には若い人も多く、活気があります。社内は年齢・役職関係なくコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。実務経験がなくても周りの先輩社員に尋ねることができるため、経験のある・なし問わず当社の業務内容に興味をもっていたいただいた方は、ぜひお越しください。社員一同お待ちしております！！			
⑧求める人材・選考基準	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワーク重視としている人			
⑨福利厚生制度	新婚旅行休暇(1週間)			
⑩職場の風景画像	((有) ・ 無)			
⑪インターンシップの受入れの可否	((可) ・ 否)			
	・受入可能時期	: 8月から9月中で5日間		
・受入人数	: 2人			
・実施できる内容	: 製造ラインの軽作業・補助			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	((可) ・ 否)			
	・受入可能時期	: 8月から9月中		
・受入人数	: 2人			
・実施できる内容	: 製造ラインの見学、軽作業・補助			
⑬出張講話の可否	((可) ・ 否)			
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

貴社と若者との接点を増やし、相互理解の促進のために職場体験等の実施を、ぜひご検討下さい。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H26.1)